

# 公の施設の点検結果票

点検実施 令和5年11月

## 1 施設の概要

① 施設名称	建部町産業観光物産案内所		
② 施設種別	産業振興施設 [小分類] 産業情報提供施設		
③ 担当課名	観光振興課		
④ 開設年月日	昭和62年3月31日		
⑤ 所在地	岡山市北区建部町福渡991番地1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m <sup>2</sup> )	311.14m <sup>2</sup>	
	構造/延床面積(m <sup>2</sup> )	木造平屋建/62.24m <sup>2</sup>	
	建設費(単位:千円)	9,700千円	
	施設内容	観光パンフレット配架コーナー 案内カウンター 特産品販売スペース	

## 2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市建部町産業観光物産案内所条例
③ 条例に規定された設置目的	建部地域の特色ある農産物及び加工生産品等の物産並びに自然に恵まれた環境及び文化など建部の魅力を広く市内外に情報提供することにより、建部地域の活性化及び市内外との交流を図る。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	○観光パンフレット等の設置・配布及び観光案内の実施。 ○リピーター観光客の増員を図ることを目的とした事業に取り組み、地域活性化と合わせて広く交流を図る。 ○建部地域の観光情報発信の施設。 ○建部地域の農産物及び加工生産品等の物産情報の提供。
⑤ 設置目的等の達成状況	○利用者数29,862人(令和4年度実績) ○建部地域の農産物及び加工生産品等の販売を通じて建部町の活性化を図るとともに、観光パンフレット等の設置及び観光案内により観光PRを行っている。

## 3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	火曜日(火曜日が祝日の場合その日以後で休日でない日)及び年末年始(12/29~1/3)以外			
③ 開館時間	8時30分から17時まで			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	33,341人		
	令和3年度	25,076人		
	令和4年度	29,862人		
⑤ 主な利用者	その他(市民・観光客)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)				

## 4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	24	24	24	24	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
収入合計		24	24	24	24	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	
		指定管理料	1,876	1,876	1,876	1,876
		補助金等	0	0	0	0
	小計		1,876	1,876	1,876	1,876
	直接経費	維持管理費	0	647	0	216
		光熱水費	0	0	0	0
		小計	0	647	0	216
	支出合計		1,876	2,523	1,876	2,092
収支差額		-1,852	-2,499	-1,852	-2,068	

## 4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	0	0	0	0
	指定管理料	1,876	1,876	1,876	1,876
	補助金等	0	0	0	0
	自主事業収入からの繰入金	109	0	0	36
	その他(雑入等)	0	0	0	0
収入合計		1,985	1,876	1,876	1,912
支出	管理運営費	1,446	1,312	1,153	1,304
	事業費	0	0	0	0
	その他	539	564	723	609
支出合計		1,985	1,876	1,876	1,912
収支差額		0	0	0	0

## 5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	未了
	指摘の有無	
	指摘がある場合の 主な内容	

## 6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由	<p>建部地域の特色ある農産物及び加工生産品等の物産並びに自然に恵まれた環境及び文化など建部の魅力を広く市内外に情報提供し、建部地域の活性化及び市内外との交流を図るため。</p>	
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由	<p>指定管理者</p> <p>本施設は国道53号線沿いという立地に恵まれた観光案内所であり、有効な情報発信拠点施設である。平成17年10月1日から指定管理者制度を導入しており、直営で管理運営を行うよりも効率的にできることから、引き続き指定管理者による管理を行うこととする。</p>	
③ 指定管理者とする場合の選定方法	<p>非公募</p> <p>本施設は当該地域の魅力を広く市内外に情報提供することを目的とした施設である。今後も本施設は物産や観光情報を通じて建部地域の魅力を広く情報提供し、建部地域の活性化を図ることが求められる。</p> <p>現指定管理者である建部町観光協会は、当該地域の観光地、観光施設、特産品を広く紹介するとともに、観光事業の振興及び地域の活性化を図ることを目的として設立された任意団体である。当団体は、建部町の観光物産を熟知しており、今までに当施設にて観光情報の提供を実施するとともに、自主事業として地元物産を販売し、地元生産者等との協力、信頼関係が培われている。さらに感謝祭を地元と一体となって開催するなど自主事業を企画し、施設を有効活用してきており、今後も施設の運営を通じて建部地域の活性化に資することが期待できる。</p> <p>以上のことから、建部町産業観光物産案内所の指定管理業務を非公募（建部町観光協会）とする。</p>	
非公募の場合	非公募とする理由	
	根拠規定 指定管理者の候補者名	<p>公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号</p> <p>建部町観光協会</p>
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)	<p>令和7年4月1日～令和12年3月31日</p> <p>(指定管理期間：5年)</p>	